

自転車交通安全教育の時間 平成31年4月号（第65号）

高知県警マスコット

# Traffic Safety News



～ 交通事故に遭わない・起こさないために～

## 1. 「Traffic Safety News (TSN)」について

「Traffic Safety News (TSN)」とは、自転車に関する交通ルールや自転車を運転する際に気を付けてもらいたいことなどをまとめた交通安全教育教材として、毎月1回(8月以外)、県内全ての中学校・高等学校にお知らせしているものです。

生徒の皆さんにとって、自転車は気軽に便利な乗り物として、日頃から乗り慣れているものだと思いますが、自転車に乗る時は、**交通ルールを守り、安全運転をすることが大切**です。

これから1年間、「TSN」で勉強して、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないように心掛けましょう。



## 2. 「自転車も自動車の仲間」～自転車も交通ルールを守らないといけない～

自転車は、「軽車両」として道路交通法により**自動車や原付バイク等と同じ「車両」の仲間**とされています。そのため、自転車を運転する場合、守らなければならない様々な交通ルールがあります。

**自転車といえども交通ルールを守る必要がある**ということ意識し、安全運転を心がけてください。

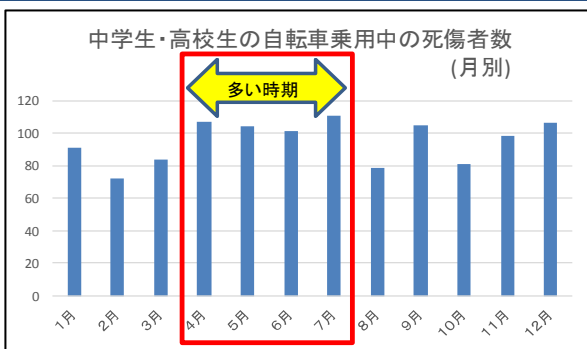
まずは、次の「**自転車安全利用五則**」を守ることから始め、正しい運転を習慣づけましょう。



### ～自転車安全利用五則～

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

## 3. 1学期は、特に交通事故に注意！！



過去10年間のデータを見ると、中学生・高校生の自転車乗用中の交通事故は、**一学期や長期休業明けの時期に多く発生**している傾向があります。

新しい学校に入学し、慣れない通学路や慣れてきた頃の不注意が要因で交通事故に遭うことが考えられます。

昨年は4月に、中学・高校の新入生が自転車で通学中に亡くなる交通事故が相次いで発生しています。

特に1学期は、通学路の状況に注意して、交通事故に遭わないように注意しましょう。

## 4. 条例が施行されました

高知県では、4月1日に、「**高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**」が施行されました。

この条例における自転車を利用する人にとっての主なポイントは、「**ヘルメットの着用**」と「**自転車損害賠償保険加入**」についてです。

【ヘルメット着用の重要性について】

ヘルメットは、交通事故の際に**頭部への重大な損傷を防ぐのに大変効果的**です。積極的に着用しましょう。

【自転車損害賠償保険の重要性について】

過去には自転車事故で、重大な後遺症が残る怪我を負わせて約9,500万円と**高額な賠償責任を負ったケースもあります**。

いずれも努力義務なので、罰則はありませんが、万が一の交通事故に備えて、自転車損害賠償保険に加入するなど、お家の人とご相談してください。



自転車交通安全教育の時間 令和元年5月号（第66号）

# Traffic Safety News

～自転車安全利用促進月間～

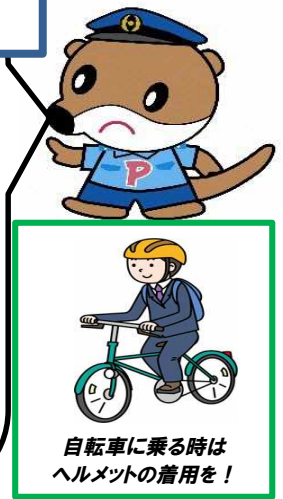


## 1 5月1日から5月31日まで自転車安全利用促進月間実施中！

### 【自転車安全利用五則】

- ・ **自転車は、車道が原則、歩道は例外**  
自転車は車両の仲間、歩道と車道の区別があるところは「車道通行」が原則。
- ・ **車道は左側を通行**  
自転車は車道の左端に寄って通行しましょう。
- ・ **歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**  
歩道上は歩行者優先！すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げない。
- ・ **安全ルールを守る**  
二人乗り・並進走行・イヤホンの禁止、信号を守る、安全確認をする、夜間のライト点灯などを守りましょう。
- ・ **子供はヘルメットを着用**  
保護者は、子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットを被らせるように努めましょう。

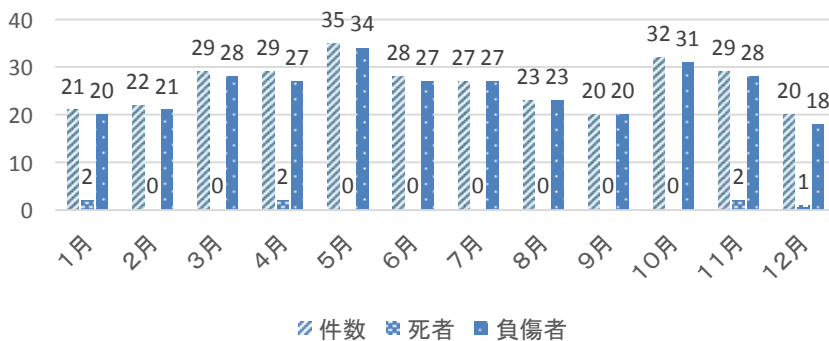
しっかり守ろう！！



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

## 2 平成30年自転車に関係した交通事故！

平成30年 自転車の交通事故発生件数



県内における平成30年の自転車の交通事故は左のグラフのとおりで、**発生件数315件、死者7人、負傷者304人**でした。

また、自転車の関係する交通事故の原因については、自転車利用者の**89.2%**に何らかの違反が認められることから、上記の「自転車安全利用五則」を基本とした交通ルールを守ることが大切です。

## 3 自転車に乗るときのルールを再確認しよう！

### ○ 交通ルール・マナーを守ろう。

交通ルール・マナーは、自転車を安全に利用するために必要なものです。信号無視・一時不停止・徐行不履行は交通ルール違反です。普段から交通事故に遭わない・起こさない安全な運転をしましょう。

### ○ 道路を横断する時は青信号でも、車に注意しよう。

道路を横断する時に、信号を守ることはもちろんですが、青信号で横断する時でも、右側から車が近づいて来ている場合があります。よく確認してから横断しましょう。

### ○ 車の動きに注意しよう。

運転者は車の運転者の不注意や車の構造上、死角によって、あなたに気づいていない場合があります。車が接近している時、その速度などをしっかり判断し、運転者が自分に気づいているかどうかを確かめましょう。

### ○ ヘルメットを着用しよう。

自転車を運転中に死亡した人のうち約7割の方が、頭部を損傷しています。万が一の交通事故から大切な命を守るためには、ヘルメットは大変有効です。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用しましょう。

### 【ヘルメット着用の努力義務】

平成31年4月1日に、高知県自転車条例が施行され「保護者は児童等が自転車を利用する時は、自転車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。」と定められました。（児童等とは18歳以下となり、罰則等はありません。）

自転車交通安全教育の時間 令和元年6月号（第67号）

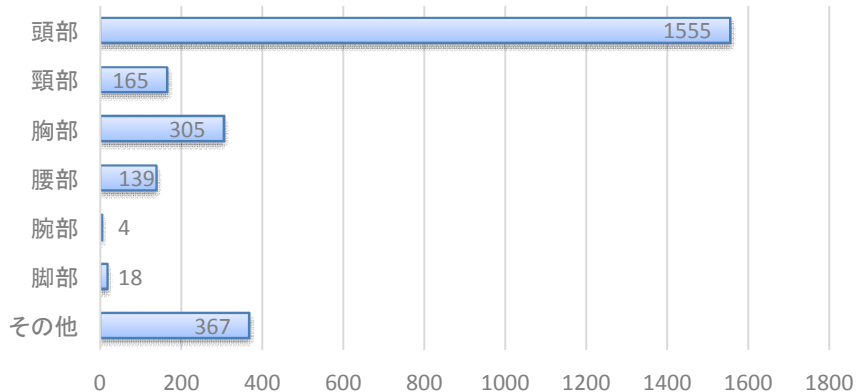
# Traffic Safety News



～自転車用ヘルメットの重要性～

## 1 全国の自転車乗用中死者の人身損傷主部位（H26年～30年合計）

交通事故で亡くなった方が損傷した部位

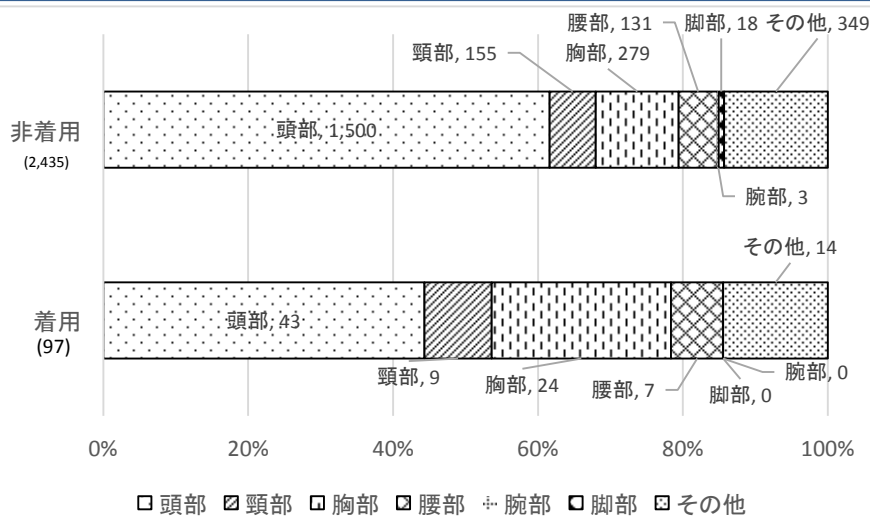


左のグラフは、全国で自転車乗用中に、交通事故で亡くなった方の「主な損傷部位」を表したものです。

自転車乗車中に亡くなった方の【約61%】が頭部を負傷しています。

もし、頭部を守るヘルメットを被っていたら・・・、「怪我をしなかったかもしれない」「命を落とすことなく、怪我をしただけですんだかもしれない」と思いませんか？

## 2 全国の自転車乗用中の交通事故における死者の主な損傷部位（ヘルメット着用状況別）



左のグラフは、全国の自転車乗用中に交通事故で亡くなった方について、ヘルメット着用状況別に比較したグラフです。

交通事故により亡くなった方で、ヘルメットを着用していなかった方の【約62%】が、頭部負傷により命を落としています。

一方、ヘルメットを着用していた場合は、【約44%】となっています。

ヘルメットの着用により、頭部への負傷を軽減できることが改めてわかります。

## 3 ヘルメット着用状況別の致死率について ※致死率とは、死傷者のうち死者が占める割合です。

自転車乗用中死傷者のヘルメット着用状況別をみると、ヘルメット非着用は着用比べて、

**「致死率が約2.5倍」**

と高くなります。

自転車乗用中のヘルメット着用は、万が一の交通事故に遭ったとき、被害軽減してくれるものとなります。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用するようにしましょう。

### 【ヘルメット着用の努力義務】

平成31年4月1日に、高知県自転車条例が施行され「保護者は18歳以下の児童等が自転車を利用する時は、自転車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。」と定められました。



命を守るヘルメット！

自転車交通安全教育の時間 令和元年7月号（第68号）

# Traffic Safety News



夏休みを、事故なく、楽しく過ごしましょう!

## 自転車を安全に利用しましょう



自転車は、**車道通行**が原則。

歩道は、  
このマーク→



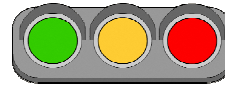
がある時に、例外で通れます。

※ **歩道は歩行者優先**  
車道寄りを徐行しましょう!

車道は**左側を通行**しましょう!

自転車は**一列で走行**しましょう!  
友達と横に並んで走行してはいけません。

**交通ルール**を守りましょう!



止まれ

止まるべきところは  
しっかり止まろう!



ながらスマホ  
イヤホン はダメだよ!

早めのライト点灯を!

## 「命を守るヘルメット」

【ヘルメット着用の努力義務】

平成31年4月1日に、高知県自転車条例が施行され「保護者は18歳以下の児童等が自転車を利用する時は、自転車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。」と定められました。

ヘルメットの準備について、  
家族に相談してみましょ。

## テレビCM募集中

～交通安全CMコンテスト～

○ テーマ

自転車に乗る時はヘルメットをかぶろう

○ 作品時間

1作品15秒（複数応募可能）

○ 募集期間

本年6月3日から8月9日まで

○ 応募費用

無料

スマホの撮影でもOK

○ 放送時期等

本年9月下旬～12月下旬（3月間）  
テレビ高知で放送予定

アイデア  
勝負



ヘルメットをかぶりたくなるようなCMを募集しています

優秀作品（2、3作品）をテレビCMとして放送します!

○ 応募方法

1作品につき2枚のDVD-Rに保存・同封の上、必要事項を記入した**応募用紙**を添えて、高知県警察本部交通部交通企画課あてに郵送またはご持参ください。

DVDディスク表面には、応募者の名前・学校名（グループ名等）、作品名をプリント印刷もしくは油性ペンで明記してください。

詳しくは、高知県警察本部交通企画課

【交通安全CMコンテスト係】まで

電話：088-826-0110

<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/docs/2019060500052/>



自転車交通安全教育の時間 令和元年9月号（第69号）

# Traffic Safety News



## ～自転車乗車用ヘルメットを着用しよう!!～



皆さん、夏休みは楽しく過ごしましたか？

今月の「Traffic Safety News(69号)」は、ヘルメットの重要性を訴える作文をご紹介します。ご家庭で読んでいただき、自転車乗車用ヘルメットの必要性を考えてみてください。



### 「かっこいいとか悪いとかじゃなくて」

（岐阜県 中学2年生 A君）

「ヘルメットはさあ、とりあえず首にひっかけておいて、先生とかに会ったらさっとかぶればいいんだよ。」と友だちに言われた。

うん、そう言う気持ちも分かる。でもやっぱり、ぼくにとってヘルメットは正しくかぶるべきものだ。それは、ぼくが身をもって経験したからだ。

小五の時、夕方にお遣いを頼まれたぼくは、いらいらしていた。めんどうくさくてたまらなかった。たった数分離れた祖母宅に行くだけなのに、いやでいやでしようがなかったぼくは、自転車で行くことにした。

すごいスピードで祖母宅に行き、おにぎりをもらって、またすごいスピードで帰った。下り坂で曲がり角のところも、加速したスピードのままつっこんだ。そして、直進してきた車にぶつかった。自分からぶつかっていったような、そんな感じだった。

あとは、何が何だかわからない。相手の人や警察の人に大丈夫かと聞かれ、ぼくはどこも痛くないと答えた。本当にどこも痛くなかった。

両親もかけつけたが、ぼくは、道路に散らばったご飯粒が気になって、「おにぎりが…、おにぎりが…」と必死になってかき集めていた。

その後母に連れられて病院へ行き、家に着いたのは、九時半過ぎだった。祖母は、ぼくの家で待っていてくれた。悪いのはぼくなのに、「おばあちゃんが、お遣いを頼んだばかりに…。ごめんね…。」と何度も謝られた。

母が小学校に連絡を入れたら、担任の先生がわざわざぼくに会いにきてくれた。遅いし、無事なのでと電話でも伝えたが、それでも「A君の元気な顔を一目、見たいので…。」と十時ごろ家に来てくださった。

こうして、ぼくにとって、これまでの人生で一番長かった日が終わった。

翌日、自分の身体を見てみたら、太ももの内出血がすごかった。痛みもあった。かけていた眼鏡は、こわれて使えなくなっていた。自転車も、大きく曲がって、廃棄しなければならぬほどだった。

ぼくは、一人になって、昨日のことを、改めて思い返していた。事故って、一瞬の出来事だけれど、車のスピードやぼくの飛び出すタイミング…いろいろな要素がからんでいる。その時に、何かがちよっとでも違っていたら、ぼくは今、生きていないかも…そう思った。

はっとした。腹を立ててお遣いに行った時、自分では意識していなかったけれど、ヘルメットはかぶって出かけたんだ。もちろんあごひももしっかり締めて。「ぼくのヘルメットは。」と母に聞くと、ヘルメットをぼくに手渡してくれた。ヘルメットは、割れていた。



ぼくがこれだけの軽症ですんだのは、ヘルメットに守られたからだ。もしかぶっていないかったら…と考えると、さっきよりも増して、今、生きていなかった可能性の大きさに気付かされた。

ヘルメットをかぶるなんてかっこ悪いという人もいる。でも、ぼくは、ヘルメットに救われた。だから、ヘルメットは絶対にかぶる。命を落とすことも悲しいし、周りの人をこんな悲しませるということも知ったから。友だちにもこのことを強く伝えていきたい。

自転車交通安全教育の時間 令和元年10月号（第70号）

# Traffic Safety News



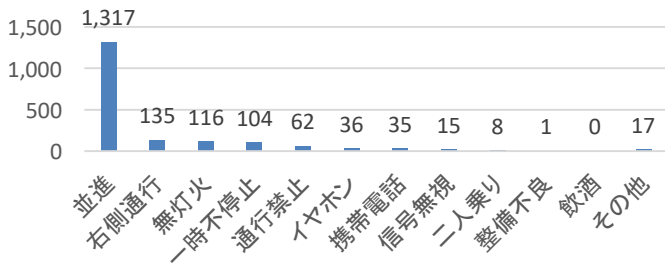
## ～自転車も車両の仲間～



自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」の仲間、守らなければならないルールがあります。T S N10月号は、高知県内の中学生・高校生の自転車利用中の違反についてお伝えします。



### H30年高知県内中学生 自転車違反警告数



### H30年高知県内高校生 自転車違反警告数



上のグラフは、平成30年の1年間に、県内の中学生・高校生の自転車利用している人が何らかの違反をして、指導警告票(右下参照)を交付された件数を表したものです。

自転車利用中に違反をすることは自分自身が危険だけではなく、周りの人にも迷惑をかける上、交通事故を引き起こし、相手に怪我をさせる可能性を高める危険な行為です。また、自転車利用中の違反は道路交通法違反に該当し、刑罰の対象となり得ます(並進走行、イヤホンを付けての運転、右側通行など)。



指導警告票とは、自転車交通違反を行った人に対し、交通ルールと違反行為の再認識を促すものです。

違反行為は重大な交通事故につながる危険性があり、実際に、スマートフォンを見ながら自転車を運転していた高校生が歩行者に衝突し、歩行者が意識不明の状態になる交通事故も発生しています。

いつも利用している「自転車」だからこそ、ルールを守り、周りの人に配慮した運転をするようにしましょう。

#### 【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



※道路交通法では「13歳未満の児童又は幼児を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と定められています。

県条例では「18歳以下の児童等が自転車を利用する時は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」と明記されています。

番号		—	
<b>指導警告票</b>			
取扱者	署・隊階級氏名		印
違反日時	年 月 日( ) 午 時 分		
違反場所	付近道路		
違反者	住 所		
	氏 名 昭・平 年 月 日生( 歳)		
使用自転車	車体番号 車種/車名		
	防犯登録番号 塗 料		
違反事項	1 信号無視 2 通行区分違反(右側通行等)		
	3 並進 4 一時不停止		
5 無灯火 6 二人乗り			
7 通行方法違反(歩道通行中) 8 通行禁止			
9 公安委員会遵守事項			
【 <input type="checkbox"/> 傘さし運転 <input type="checkbox"/> 携帯電話等使用 <input type="checkbox"/> イヤホン等使用 】			
10 その他( )			
上記違反したことに間違いありません。今後は交通法規を守り正しく通行することを誓います。			
氏名			
— 切 — 取 —			

指導警告票	
あなたの行為は、次の道路交通法違反に該当し、刑罰の対象となります。	
1 信号無視 (法第7条、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)	2 通行区分違反(右側通行等) (法第17条第4項等、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等)
3 並進 (法第19条、2万円以下の罰金又は料料)	4 一時不停止 (法第43条、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
5 無灯火 (法第52条第1項、5万円以下の罰金)	6 二人乗り (法第57条第2項、2万円以下の罰金又は料料)
7 通行方法違反(歩道通行中) (法第63条の4第2項、2万円以下の罰金又は料料)	8 通行禁止 (法第8条第1項、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
9 公安委員会遵守事項 【 傘さし、携帯電話等、イヤホン等使用 】 (法第71条第6号、5万円以下の罰金)	
10 その他( )	
取扱者	署・隊 係 氏名

自転車交通安全教育の時間 令和元年11月号（第71号）

# Traffic Safety News



## ～交通事故に遭わないために～



### 1 高知県警察主催によるスケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を実施しました。



- (1) スケアード・ストレイト方式とは…スタントマンによる模擬交通事故の実演を間近で見学することを通じて、危険を実感することで、危険行為を未然に防ぐ教育技法です。
- (2) 自転車の利用機会が多い、中学・高校生に「スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室」を通じて、危険予測能力を高めるとともに、交通ルール・マナーを守る意識を高く持ってもらうことを目的として実施しています。
- (3) 当日は、交通事故の恐ろしさを実感し、自転車安全利用の大切さを学びました。  
こうした交通安全教室の体験と合わせて、自分たちの交通行動を振り返り、「どんな危険があるのか」を話し合い、安全な運転にしていけることが大切です。

#### スケアード・ストレイト実施校一覧

令和元年10月21日	月	佐川高等学校	10月28日	高知海洋高等学校
10月23日	水	四万十市立中村中学校	10月29日	愛宕中学校
10月24日	木	檜原高等学校	10月30日	中村高等学校西土佐分校
10月25日	金	高知北高等学校	10月31日	宿毛市立東中学校
10月25日	金	青柳中学校	11月1日	高知工業高等学校

#### スケアードストレイト実施状況



#### 【参加生徒の感想より】

- ・事故を目の前で見た気持ちになって、もし事故に遭った人が自分だったらと考えたらとても怖かった。今日から交通安全を心がけようと思った。
- ・「ハンドルはあなたの将来を握っている」という言葉が印象に残りました。一人一人が気をつけないといけません。改めて、事故が怖いことを知りました。
- ・これを機に今後、自分が気をつけたいことを毎日意識して生活を送り、家族の笑顔が消えないようにする。
- ・危険が感じられる場合は、とりあえず一旦停止する。逆に、車を運転するようになって自転車などに気をつけていきたい。

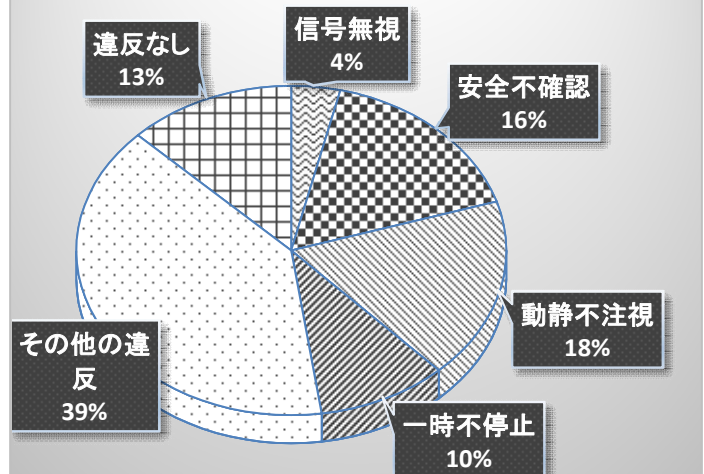


### 2 高知県内における中学生・高校生が関与した自転車事故の違反別発生状況を公表しました。 (平成26年から令和元年9月末までの集計)

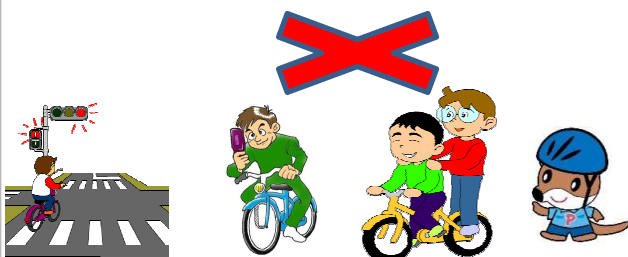
- 中学生・高校生の自転車事故合計490人は、自転車当事者全体の約23%を占める。
- その他の違反は、**徐行しないで走行したり、右側を通行する違反**などが含まれます。

※ 自転車乗車中の交通事故を防止するためには、交通ルール・マナーをしっかりと学び、守ることが大切です。  
自らの運転行動を見つめ直しましょう。

#### 中学生・高校生の自転車事故の違反発生状況(計490人)



安全不確認とは…前後左右の安全確認が十分でない(全くしていない)こと。  
動静不注視とは…相手に気付いていたが、その後の相手の動きについて確認ができていないこと。



自転車交通安全教育の時間 令和元年12月号（第72号）

# Traffic Safety News



## ～自転車損害賠償保険について～



あなたは、自転車を利用中に交通事故を起こし、相手を死傷させた場合、高額な賠償責任を負う可能性があることを知っていますか？

今月は、自転車損害賠償保険への加入について、考えていきましょう。



### 1 自転車事故の賠償事例

全国では自転車事故により、多額の賠償額の支払い義務を負う判決が下される事案が発生しています。こうした交通事故で、高額な賠償により自己破産となるケースも少なくありません。加害者、被害者ともに今後の生活に大きな影響をもたらすことになりかねませんので、万が一の交通事故に備え、家族で自転車損害賠償保険へ加入しておくことが重要です。



#### 【自転車同士の事故】

賠償額	事故の概要
約9266万円	男子高校生が歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突し、男性に重大な障害（言語機能喪失等）が残った。
約3140万円	男子高校生が自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性が運転する自転車と衝突後、転倒させ、九日後に死亡した。（頭蓋骨骨折等）

#### 【自転車と歩行者の事故】

賠償額	事故の概要
約5000万円	女子高校生が夜間、自転車で、携帯電話を操作しながら無灯火で歩行中、前方を歩行中の女性に背後から衝突し、女性に重大な障害（手足がしびれ歩行困難等）が残った。
約3380万円	男子高校生が、早朝、自転車で走行中、前方を歩行中の女性を追い越そうとしたところ、自転車のハンドルが女性の右腕から右脇腹に接触し、その弾みで女性が転倒、死亡した。（頭蓋骨骨折等）

### 2 必要な補償内容を選ぼう

自転車事故に関する損害は、【被害者への補償】【自分自身の補償】【自転車自体の補償】が考えられます。

現在、自転車保険は、損害保険会社やその代理店だけではなく、インターネットや通信販売、一部のコンビニエンスストアなどから加入手続きができるようになっています。

自転車に乗る以上、交通事故に遭う危険性は少なからずありますので、家族で補償内容を検討し、必要に応じて自転車損害賠償保険を選びましょう。

#### 【高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年4月1日施行）】

第14条（自転車損害賠償保険等への加入）

- 1 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入するよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 ～省略～





自転車交通安全教育の時間 令和2年1月号（第73号）

# Traffic Safety News



新年明けましておめでとうございます。

本年も、Traffic Safety News(TSN)を通して、自転車交通事故の被害者や加害者とならないために、自転車の交通ルールや安全運転について、勉強していきましょう。



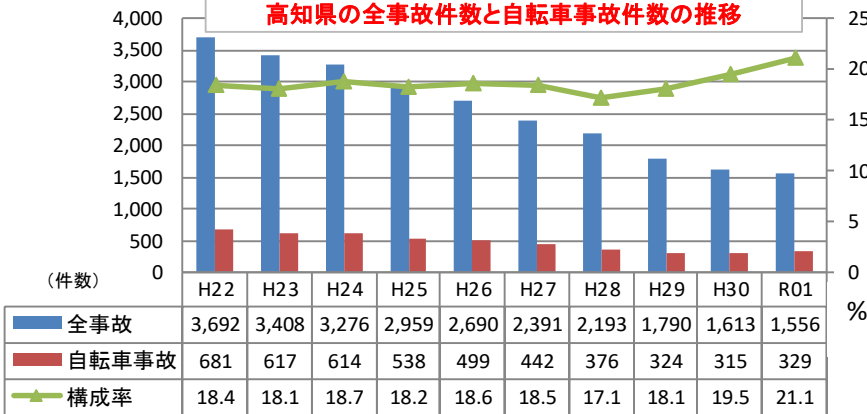
## ～自転車事故の特徴について～



### 1 全体の交通事故と自転車事故の推移



高知県の全事故件数と自転車事故件数の推移



○ 平成22年からの10年間で、全事故件数は42.1%、自転車事故件数は48.3%に減少。

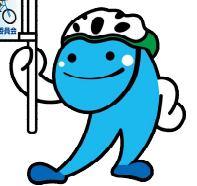
○ 全事故に占める自転車事故の構成率は、平成22年から29年までは概ね18%台で推移してきましたが、平成30年には19.5%に、令和元年には過去10年で最も高い**21.1%**に増加。

### 2 自転車関連の交通事故の特徴

#### 『高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い』

- 死亡・重傷事故は減少傾向
- 対自動車事故が全体の8割で、うち約6割が出合い頭
- 対歩行者事故は、自転車側の4割弱が10代の若者、歩行者側の約6割が高齢者
- 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い
- 死傷者のうちヘルメット着用率は、中学生で約4割、高校生は1割未満
- 死亡・重傷事故において、自転車を運転していた児童・生徒の約8割に法令違反あり

(「自転車関連事故に係る分析」警察庁:H31. 4. 25)



#### 自転車事故の被害者や加害者とならないために・・・

- 「自転車安全利用五則」をしっかりと守りましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険に加入しておきましょう。



#### ～自転車安全利用五則～

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、
  - ・ 夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認など
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車交通安全教育の時間 令和2年4,5月号 (第74号)

# Traffic Safety News



## ～自転車安全利用促進月間～



5月は全国で自転車安全利用促進月間として、各種取り組みを実施しています。  
高知県では、

- 「自転車安全利用五則の周知徹底」
- 「交通ルールとマナーの向上」
- 「自転車用ヘルメットの着用」、「自転車損害賠償保険への加入」

を促進しています。 みんなでもう一度、安全な自転車利用について考えてみましょう。



### 1 TSNについて

TSNとは、「Traffic Safety News」の略称で、警察と教育委員会(学校)が相互に協力して、交通安全教育に必要な情報の交換や学校教育現場における活動支援等を行うことにより、主に中高生の交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を図り、交通事故の発生を抑止することを目的としています。

今年度から、TSNは隔月発行(号外発行あり)となり、学校での取組や各種自転車イベント等を随時掲載する予定となっています。

### 2 「高知県自転車条例」について

平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、1年が経過しました。

条例の目的は、「自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、特に少子高齢化が進む高知県において、子どもや高齢者など交通弱者が脅かされることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこと。」です。皆さんが自転車を利用する際は「人にやさしい運転」を心掛けるとともに、交通ルールとマナーの向上に努めましょう。

### 3 自転車の安全な利用について

道路交通法上、自転車は軽車両とされています。当然のことながら、自転車で違反をした場合、道路交通法違反となり、罰金や罰則が定められています。日頃から、自転車の交通事故を起こさない(加害者とならない)、事故に巻き込まれない(被害者にならない)ためにも、交通ルールを守りましょう。

#### ～自転車安全利用五則～

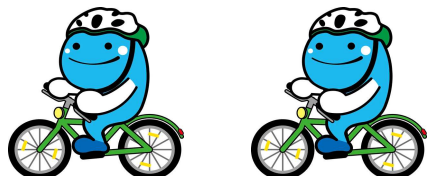
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、  
夜間はライトを点灯、交差点での  
信号遵守と一時停止・安全確認など
- 5 子どもはヘルメットを着用

#### ★自転車運転者講習制度★

平成27年6月1日から、道路交通法の改正により、信号無視などの一定の違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられています。

#### 【対象者】

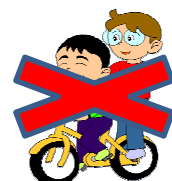
3年以内に2回以上、危険行為で検挙された14歳以上の人



11時から19時までの間

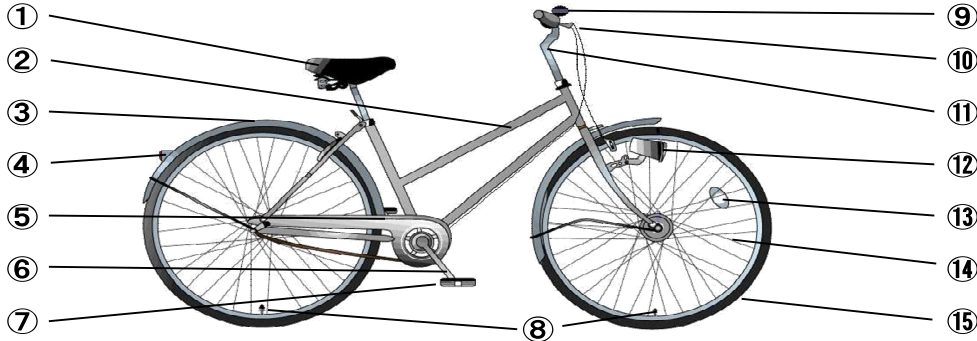
アーケード内は自転車の通行  
が禁止されています！  
自転車は押して通ってね！

高知県警察本部



～交通事故に遭わないために、覚えておこう(問題編)～  
 ※ 答えは、次号掲載 (ヒントを掲載しています。自分で探してみよう！)

問1 自転車の各部の名前を下記の中から選び、( )の中に書きましょう。



- |                |           |            |
|----------------|-----------|------------|
| ①( )           | ② フレーム    | ③ どろよけ     |
| ④( )           | ⑤ チェーンケース | ⑥ ギアクランク   |
| ⑦( )           | ⑧( )      | ⑨( )       |
| ⑩ ブレーキレバー      | ⑪ ハンドルレバー | ⑫ 前照灯(ライト) |
| ⑬ 反射器材(リフレクター) | ⑭( )      | ⑮ タイヤ      |

サドル	シートポスト	リム	前ハブ	チェーン	ダイナモ
ベル	ペダル	尾灯(後部反射器)	タイヤバルブ	スポーク	



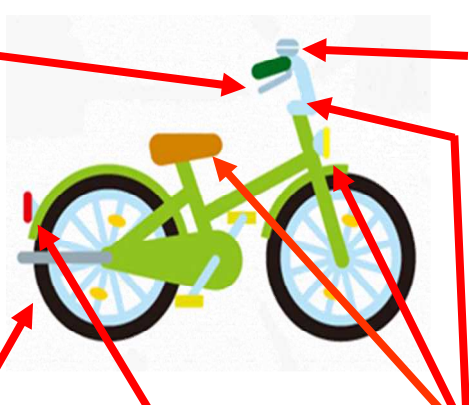
問2 自転車を点検しよう。合い言葉は「ぶ・た・は・しゃ・べる」です。

(ヒント)高知県教育委員会事務局 学校安全対策課HP (<https://pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/>)  
 右側にあるバナー中の防災教育→高知県安全教育プログラム 第4章 交通安全編 展開例p25

ヒントは  
ここ!

**ぶ...**( )

- レバーに指が届いていますか？
- 前後ともよく効きますか？
- ゆるみ、ワイヤーの伸びなどありませんか？



**ベル...**( )

- 異物等の混入はなく、きちんと鳴りますか？

**た...**( )

- 空気圧をこまめに確認していますか？
- 溝やスポークの歪みなどはありませんか？

**は...**( )

- 破損や汚れ、角度は正しく設置されていますか？  
車両のライトにより反射し、存在を知らしてくれます。

**しゃ...**( )

- サドルの高さやチェーンの張り具合は調整できていますか？
- 明るく点灯しますか？
- 曲がったり、ぐらぐらしていませんか？